

特定外国子会社等に係る課税対象留保金額又は個別課税対象留保金額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人名	()
--------------	--------	-----	-----

別表十七(二)

平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御注意

この明細書の各欄中金額を記載するものにあつては、その金額に係る通貨の単位を表示してください。

特 定 外 国 子 会 社 等 の 状 況									
名 称		1		主 たる 事 業		4			
本 店 又 は 主 たる 事 務 所	国 名 又 は 地 域 名	2		所得に対する租税の負担割合 (別表十七(二)付表「23」又は「24」)		5	%		
	所 在 地	3		事 業 年 度		6	・ ・		
適 用 除 外 の 判 定 等									
実 体 基 準	本店又は主たる事務所の所在する国又は地域における固定施設の有無及びその内容	7		非 関 連 者 基 準	対 象 取 引 の 種 類	12			
					対象取引に係る収入金額又は支出金額	13			
管 理 基 準 支 配	本店又は主たる事務所の所在する国又は地域における事業の管理、支配及び運営の状況	8			(13)のうち非関連者取引に係る収入金額又は支出金額	14			
					非 関 連 者 取 引 割 合 $\frac{(14)}{(13)}$	15	%		
平成21年旧措置法第66条の6第3項又は第68条の90第3項の適用の有無		9	有 ・ 無	所 在 地 基 準	本店又は主たる事務所の所在する国又は地域における事業活動の状況	16			
特定外国子会社等の事業に従事する者の人件費の額の合計額		10							
(10)×10%		11		平成21年旧措置法第66条の6第4項又は第68条の90第4項の適用の有無		17	有 ・ 無		
課 税 対 象 留 保 金 額 又 は 個 別 課 税 対 象 留 保 金 額 の 計 算									
所 得 計 算 上 の 適 用 法 令		18	本邦法令・外国法令	繰越欠損金の当期控除額 (別表十七(二)付表「30の計」)		30			
当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額		19		未処分所得の金額 (29)－(30)		31			
加 算	損金の額に算入した法人所得税の額	20		当期中に納付することとなる法人所得税の額		32			
		21		当期中に還付を受けることとなる法人所得税の額		33			
		22		当期を基準事業年度とする配当等の額		34			
	小 計	23		適用対象留保金額 ((31)－(32)＋(33)－(34)) 又は ((31)－(32)＋(33)－(34)－(11))		35			
減 算	益金の額に算入した法人所得税の還付額	24		持 分 対 応 額		36			
	控除対象配当等の額	25		(34)で控除されなかった配当等の額のうち直接に受けた配当等の額等		37			
		26		みなし配当等の額のうち持 分 対 応 額		38			
		27		課税済間接配当等の額 (別表十七(二の三)「14」)		39			
	小 計	28		課税対象留保金額又は個別課税対象留保金額 (36)－(37)－(38)－(39)		40	(円)		
	所得金額又は欠損金額 (19)＋(23)－(28)	29							

別表十七（二）の記載の仕方

1 この明細書は、平成21年改正前の措置法（以下「平成21年旧措置法」といいます。）第66条の6第1項に規定する特定外国子会社等（平成21年旧措置法第68条の90第1項に規定する特定外国子会社等を含みます。以下「特定外国子会社等」といいます。）の株式等を有する法人が平成21年旧措置法第66条の6第1項、第3項若しくは第4項《特定外国子会社等に係る課税対象留保金額の益金算入》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が平成21年旧措置法第68条の90第1項、第3項若しくは第4項《連結法人に係る特定外国子会社等に係る個別課税対象留保金額の益金算入》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 各欄中金額を記載するものにあつては、「課税対象留保金額又は個別課税対象留保金額⁴⁰」のかっこ書を除き、特定外国子会社等の会計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨表示の金額により記載します。この場合、その当該通貨の単位を表示してください。

3 「特定外国子会社等の事業に従事する者の人件費の額の合計額¹⁰」の欄は、平成21年旧措置法第66条の6第3項又は第68条の90第3項《特定外国子会社等の事業従事者の人件費の控除》の規定の適用を受ける場合に、平成21年改正前の措置法令（以下「平成21年旧措置法令」といいます。）第39条の16第10項又は第39条の116第5項《控除の対象となる人件費の額》に規定する人件費の額の合計額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。

4 「適用除外の判定等」の「7」、「8」及び「12」から「16」までの各欄は、特定外国子会社等が平成21年旧措置法第66条の6第4項又は第68条の90第4項の規定の適用があるかどうかの判定を行うために記載し、その判定の結果を「17」欄に表示します。

5 「当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額¹⁹」には、特定外国子会社等に係る平成21年旧措置法令第39条の15第1項第1号《本邦法令による所得の金額の計算》若しくは同条第2項本文《外国法令による所得の金額の計算》の規定により計算した所得の金額若しくは欠損の金額又は平成21年旧措置法令第39条の115第1項第1号《本邦法令による所得の金額の計算》若しくは同条第2項本文《外国法令による所得の金額の計算》の規定により計算した所得の金額若しくは欠損の金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。

6 「繰越欠損金の当期控除額³⁰」は、「29」の金額を限度として記載します。

なお、その金額は別表十七(二)付表の「当期控除額³⁰」の「計」欄の金額と一致します。

7 「当期中に納付することとなる法人所得税の額³²」及び「当期中に還付を受けることとなる法人所得税の額³³」には、特定外国子会社等に係る平成21年旧措置法令第39条の16第1項第1号又は第39条の116第1項第1号《特定外国子会社等の課税対象留保金額の計算等》に掲げる法人所得税の額を、当期中に納付をすることとなる法人所得税の額と当期中に還付を受けることとなる法人所得税の額とに区分してそれぞれ記載します。

8 「当期を基準事業年度とする配当等の額³⁴」は、特定外国子会社等がその配当等の額の全部又は一部を平成21年旧措置法令第39条の16第1項第2号又は第39条の116第1項第2号《適用対象留保金額の計算》に規定する外国関係会社又は他の特定外国子会社等に支払った場合は、記載しないでください。

9 「適用対象留保金額³⁵」
（（ $(31) - (32) + (33) - (34)$ ）又は（ $(31) - (32) + (33) - (34) - (11)$ ））」
は、平成21年旧措置法第66条の6第3項又は第68条の90第3項の規定の適用を受ける場合は「（ $(31) - (32) + (33) - (34)$ ）又は」を消し、これらの規定の適用を受けない場合は「又は（ $(31) - (32) + (33) - (34) - (11)$ ）」を消します。

10 「持分対応額³⁶」は、「 $(35) \times$ （別表十七(二)付表の(本人²⁶))」により計算した金額を記載します（特定外国子会社等が平成21年旧措置法第66条の6第1項に規定する請求権（以下「請求権」といいます。）の内容が異なる株式等又は実質的に請求権の内容が異なると認められる株式等を発行している法人である場合には、「 $(35) \times$ （別表十七(二)付表の(本人²⁸))」により計算した金額を記載します。）。

11 「 (34) で控除されなかった配当等の額のうち直接に受けた配当等の額等³⁷」には、平成21年旧措置法令第39条の16第2項第1号《課税対象留保金額の計算》に定める金額又は平成21年旧措置法令第39条の116第2項第1号《個別課税対象留保金額の計算》に定める金額と「36」の額のうち少ない金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。

12 「みなし配当等の額のうち持分対応額³⁸」には、平成21年旧措置法令第39条の16第2項第2号又は第39条の116第2項第2号に定める金額と「 $(36) - (37)$ 」の額のうち少ない金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。

13 内国法人が平成21年旧措置法第66条の9の6《特定外国法人に係る課税対象留保金額の益金算入》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が平成21年旧措置法第68条の93の6《特定外国法人に係る個別課税対象留保金額の益金算入》の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載してください。